

議案第5号

豊橋市立小・中学校空調設備運用指針について

令和元年6月27日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

豊橋市立小・中学校空調設備運用指針

1

夏季の空調設備の稼働

- (1) 稼働条件
期 間：6月中旬から9月30日まで
室内温度：28℃以上 を基本とする
- (2) 稼働時間
教 室：授業時間内
管理諸室：勤務時間内 を基本とする
(校長室、職員室、保健室)
- (3) 温度設定
夏季の冷房の温度設定は28℃
- (4) 換気
教室内の環境保持のため、定期的に窓や扉を開け、十分な換気に努めること
- (5) 効率的な稼働のために
 - 扇風機の併用
 - 状況に応じてカーテンやブラインドを活用
 - 「緑のカーテン」の活用
- (6) 健康への配慮
風が直接当たらないよう考慮するなど、児童・生徒への体調等に配慮すること
- (7) 運用上の注意
 - 暑さ指数が警戒(WBGT25℃)以上と予測される場合には、期間及び室内温度に関わらず稼働できる
 - 休憩時間については、弾力的に対応すること
 - 清掃時間中は、空調を停止し、窓を開けるなどの対応を行うこと
 - 長時間の換気時には、運転を一旦停止するなどの工夫を行うこと
 - 長期休業期間や授業時間外については、進路指導、保護者等の懇談会等の理由がある場合のみ、校長の判断により稼働できる
 - 消し忘れ防止のため、集中管理している空調は16時に停止するが、授業が終了した際には、自動停止を待たず必ずスイッチを切ること

- (1) 稼働条件
期 間：12月1日から3月中旬まで
室内温度：17℃未満 を基本とする
- (2) 稼働時間
教 室：授業時間内
管理諸室：勤務時間内 を基本とする
(校長室、職員室、保健室)
- (3) 温度設定
冬季の暖房の温度設定は17℃
- (4) 換気
教室内の環境保持のため、定期的に窓や扉を開け、十分な換気に努めること
- (5) 効率的な稼働のために
 - 扇風機の併用
 - 状況に応じてカーテンやブラインドを活用
- (6) 健康への配慮
空調設備の稼働時には、濡れタオルを掛けるなど加湿に努めること
- (7) 注意事項
 - 暖房時は、空調設備と石油ストーブ等の併用はしないこと
 - 休憩時間については、弾力的に対応すること
 - 清掃時間中は、空調を停止し、窓を開けるなどの対応を行うこと
 - 長時間の換気時には、運転を一旦停止するなどの工夫を行うこと
 - 長期休業期間や授業時間外については、進路指導、保護者等の懇談会等の理由がある場合のみ、校長の判断により稼働できる
 - 消し忘れ防止のため、集中管理している空調は16時に停止するが、授業が終了した際には、自動停止を待たず必ずスイッチを切ること

(1) 取り扱い

- 空調設備を破損することがないように大切に取り扱い、児童生徒にもその旨を周知すること
- 不注意によって破損した場合は、学校配当予算にて修理すること

(2) 空調設備のメンテナンス

- 令和元年度に設置した空調設備（集中管理）については、フィルター清掃等のメンテナンスを一括して業者委託で行う
- 令和元年度以前に設置した空調設備については、従前どおり、稼働前に教職員によるフィルター清掃などを定期的に行うこと

令和元年〇月
豊橋市教育委員会

光熱水費に関すること	教育政策課管理G TEL : 51-2805
設備の修繕等に関すること	教育政策課施設G TEL : 51-2806

